地域活性化起業人

- ①企業派遣型(H26~)
- ② 副業型(R6~)/シニア型(R7~)

- ※ H 2 6 ~ R 2 は「地域おこし企業人」
- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのJウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につな がる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく 副業の方式(副業型/シニア型)により活用
- 地方公共団体としては、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験に よる人材の育成、企業(または社員)の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見などのメリットがある

地方公共団体

(対象:1,433市町村)

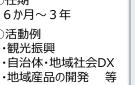
- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件 不 利地域を有する市町村、定住自立圏に 取り組む市町村及び人口減少率が高い 市町村
- ※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在 する企業の計員等の活用可能団体: 上記①②のうち、政令 市、中核市及び県庁所在市以外の市町村(1375市町村) (企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)





協定締結

- ○任期 6か月~3年
- ○活動例
- •観光振興
- ・地域産品の開発



民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- ○要件
- ・自治体と企業が協定を締結
- ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 など
- 〇特別交付税
- ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
- ② 受入れの期間中に要する経費(上限590万円/人)※R7年度から引き上げ
- ③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)

【副業型/シニア型(退職した個人)】

社

- ・自治体と企業に所属する社員または所属していた個人が契約を締結
- ・勤務日数・時間 月4日以上かつ月20時間以上
- ・受入自治体における滞在日数は月1日以上

など

- 〇特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
 - ② 受入れの期間中に要する経費 (報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人(合計の上限200万円/人))
- ③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)